

---

# 大島町復興計画

---

平成26年9月

大島町

## 大島町復興計画 目次

1	大島町復興計画の策定にあたって .....	1
1.1	平成25年台風26号に伴う土砂災害の概要 .....	1
1.2	大島町復興計画の策定 .....	1
1.3	復興計画と大島町基本構想・基本計画との関連性 .....	1
2	復興計画の基本理念・期間・目標・構成について .....	2
2.1	復興の基本理念 .....	2
2.2	計画の期間と目標 .....	2
2.3	復興計画の構成 .....	5
3	全島にかかわる復興計画 .....	7
	復興の柱1 被災者生活再建支援 .....	7
	復興の柱2 地域基盤・インフラの復旧 .....	10
	復興の柱3 産業・観光復興支援 .....	12
	復興の柱4 防災まちづくりの強化 .....	17
4	元町地区の復興まちづくり計画 .....	23
4.1	被災前の元町地区の市街地状況 .....	23
4.2	復興まちづくりの方針 .....	24
4.3	元町地区の復興まちづくり計画に係る主な施策 .....	27
5	復興の推進体制 .....	32
	平成25年台風26号に伴う土砂災害 被害概要 .....	33
	大島町復興計画 用語の解説 .....	38

# 1 大島町復興計画の策定にあたって

---

## 1.1 平成25年台風26号に伴う土砂災害の概要

平成25年10月16日、台風26号の接近に伴う記録的な豪雨は、甚大な被害を大島町にもたらしました。24時間の降水雨量は、10月の大島での1ヶ月の平均雨量の約2.5倍となる824ミリとなり、その結果、大規模な土砂災害が発生しました。この災害によって、町内で36名の尊い命が奪われ、いまだ3名の方が行方不明となっているほか、負傷者や住家等の建物被害が多数発生しました。

## 1.2 大島町復興計画の策定

被災以来、私たち大島町民は、全国からの温かなご支援をいただきながら、すべての町民の協働と連携による島の地域力で、この未曾有の大災害に立ち向かってきました。

今後、私たちは、いまだ行方が分からない方の搜索を全力で行い、災害で犠牲になった方のご冥福を祈り、二度とこのような犠牲を出さない災害に強い島づくりと、未来を見据えた大島町の復興に向けて取組みを進めていかなければなりません。

復興と再生を進めるためには、各種施策を総合的かつ計画的に進めることが重要です。一日も早い被災者の生活再建と産業の再建を果たし、安全・安心で魅力ある島を町民と行政とが協働と連携で実現していくためのまちづくりの計画として、大島町復興計画（以下、「復興計画」という。）を策定します。

## 1.3 復興計画と大島町基本構想・基本計画との関連性

災害からの復興は緊急かつ最大の課題であり、最優先に取り組む必要があることから、本復興計画は、現在の大島町基本構想・基本計画を踏まえながら、緊急に必要とされる被災者の生活再建や産業復興、避難等防災対策の強化のための施策が速やかに実行できる計画とします。

また、平成28年度からの次期基本計画では、本復興計画との整合性も図りながら、社会環境や経済情勢など大島町を取り巻く状況の変化に対応した計画を策定する予定です。

その結果、本復興計画で定めた方針などの一部を見直すこともあります。

## 2 復興計画の基本理念・期間・目標・構成について

---

### 2.1 復興の基本理念

**-協働と連携による島の地域力と安全・安心なまちの再生をめざして-**

復興にあたっては、まず、被災者の生活、生業の一日も早い再建を図るべきです。さらに、特に大きな被害を受けた地域の原形復旧に止まらず、今回の災害を教訓として、町全体の防災力の向上をめざし、地域基盤の向上や良好なまちづくりを図るべきです。

そのため大島町は、土砂災害からの早期の復興を図り、災害に強い自助・共助・公助のまちづくりに努めるとともに、町民が安心して生き生きと暮らすことができる地域力溢れる大島町の再生をめざして、町民と行政の信頼関係をもとに、協働と連携により「被災を繰り返さないまちづくり」、「安心して住み続けられるまちづくり」を進め、復興を積極的かつ着実に推進します。

さらに、町民と行政とが一丸となって、復興でめざす島の姿の実現に向けて取り組み、被災前より魅力ある島づくりを進めていきます。

### 2.2 計画の期間と目標

復興計画の期間は、大島町基本構想・基本計画、東京都の土砂災害対策を考慮するとともに、復興には被災者の生活再建という早期に対応すべき課題から、新しいまちづくりという長期的な課題まで、多岐にわたる取組みが必要とされることから、10年間とします。この間、急がれる課題である被災者の生活再建や土砂災害対策短期対策の実施、平成28年度から始まる第6次基本構想・基本計画の期間との整合、2020年に予定されている東京オリンピック・パラリンピックの開催、今後の人口動向などを見据え、前期、中期、後期の3段階ごとに目標を設定し、災害から立ち上がり、復興でめざす島の姿の実現に向けた取組みを行っていくこととします。

#### **前期（平成26～28年度）**

**目標：被災者の意向を尊重し、個々の被災状況に応じた生活再建の目途が立つことをめざします。**

- ・災害によって住宅を失った方が仮設住宅を出て、新たな住居で生活できるようになり、元町地区では復興まちづくりの計画が決まり、安心して住み続けられるまちづくりが始まっています。

- ・がれき等の撤去処分が完了し、土砂災害警戒区域等が指定され警戒避難体制の整備が行われるとともに、大金沢をはじめとした砂防対策や泉津、岡田の治山対策が実施され、それに応じたインフラが復旧されます。
- ・避難所や避難経路が周知徹底され、避難指示などの伝達手段も町民の意見を反映したわかりやすいものになります。
- ・復興キャンペーンの展開などにより、風評被害を払しょくし、災害による観光客の減少を最小限とするとともに、被災していた農地や漁場が復旧し、生産活動を行うことができるようになります。また、被災していた中小企業者が、事業を再開したり新しい事業を開始することができるようになります。

## 中期（平成 29～31 年度）

目標：活気と魅力ある島の再生を図り、東京オリンピック・パラリンピック開催にあわせ「元気な大島」を発信します。

- ・元町地区では、安全・安心なまちの形が見え始め、復興まちづくりが進んでいます。
- ・大金沢をはじめとする砂防対策やインフラ整備が進んでいます。
- ・被災した方の住宅再建により被災した地域に暮らす人が増えて、商業業務なども活気が出てきます。また、被災地域から移転した被災者の方たちによる新たなコミュニティが形成され、地域に活気が戻りつつあります。
- ・土砂の流入によって被害を受けた農地や漁場も回復し、収穫をあげることができるようになり、地域資源を生かした新たな島の魅力が観光にも生かされます。また、新産業の企業が増え新たな雇用が創出されます。
- ・東京オリンピック・パラリンピックの開催にあわせ、復興した大島の姿を多くの人々に発信することで、来島者が増えます。
- ・避難所や避難経路がさらに整備されるとともに防災訓練や防災教育が充実し地域防災力が向上します。

## 後期（平成32～35年度）

目標：『復興でめざす島の姿』として＜安心と笑顔があふれる美しい島＞を実現します。

### ＜安心と笑顔があふれる美しい島＞

#### ① 自然と共生する災害に強い島

大島町は美しい海や雄大な三原山、椿の森など固有の自然に恵まれた美しい島ですが、反面、噴火災害や土砂災害、風水害、地震など災害の危険と隣り合わせとなっています。



▲古来「御神火様」とあがめられた三原山

島の豊かな自然を尊び、共生しながら、二度と犠牲になる人を出さない、災害に強い島をめざします。

全島民で力を合わせ、風水害・土砂災害からの迅速な復旧と着実な復興を成し遂げ、安全で安心して住み続けられる大島をめざします。

#### ② 自然や文化、人とのふれあいなど、心やすらぐ島

東京都でありながら、大島には固有種や準固有種の植物に代表される溢れんばかりの自然があります。また、島ならではの文化や歴史と、さまざまな人々とのあたたかい心のふれあいがあります。



▲賑わいのある弘法浜

この豊かな自然や文化を守り続け、人の心にやさしい癒しの島で在り続け、これから生まれてく

る子どもたちから高齢者、身体の不自由な方や外国人、誰にでもやさしく、みんながいつまでも住み続けられる元気な島をめざします。

#### ③ 誰もが訪ねたくなる、移り住みたくなる、賑わいに溢れた島



▲椿林とあんこさん

東京に一番近い島「常春の島・大島」の魅力为全国そして世界に発信し、大自然と触れ合い、生きている地球を体感するなど、「大島」を楽しむ人々や大島で暮らす人々で、賑わいに溢れた島をめざします。

そして、まちに活気を取り戻すことによって、多くの人が移り住める・移り住みたくなるような、夢と笑顔に満ちた新しい大島をめざします。

## 2.3 復興計画の構成

復興にあたっては、まず第一に、被災した方々の生活再建のための取組みが、早急に必要です。

さらに、大きな被害を受けた地域の原形復旧に止まらず、今回の災害を教訓として町全体の防災力の向上をめざし、産業の復興、地域基盤の向上や良好なまちづくりを図り、「被災を繰り返さないまちづくり」を推進しなければなりません。

このため、「被災者生活再建支援」「地域基盤・インフラの復旧」「産業・観光復興支援」および「防災まちづくりの強化」の4つのテーマを、復興計画の柱として施策を推進します。

最も被害が大きかった元町地区の再生に向けては、土砂災害対策の推進とともに、被災者や地域の方々のご意向を反映し、将来にわたって安心して住み続けられるまちをめざす必要があります。

復興を推進していくためには、復興計画を策定した後の事業実施にあたって、町だけでなく、町民も一緒に取り組んでいくことが不可欠です。

これらを踏まえて、復興計画は、島全体の復興を推進するための「全島にかかわる復興計画」、元町地区のこれからの復興まちづくりを推進するための「元町地区の復興まちづくり計画」、計画策定後の推進体制を示す「復興の推進体制」で構成することとします。

### 【大島町復興計画の構成】

1. 大島町の復興計画の策定にあたって
2. 復興計画の基本理念・期間・目標・構成について
3. 全島にかかわる復興計画
  - 復興の柱1 被災者生活再建支援
  - 復興の柱2 地域基盤・インフラの復旧
  - 復興の柱3 産業・観光復興支援
  - 復興の柱4 防災まちづくりの強化
4. 元町地区の復興まちづくり計画
5. 復興の推進体制

大島町復興計画の期間と復興の柱ごとのスケジュール

	前期 平成 26～28 年度	中期 平成 29～31 年度	後期 平成 32～35 年度
大島町復興計画	<p>被災者の意向を尊重し、個々の被災状況に応じた生活再建の目途が立つことをめざします。</p>		
	<p>活気と魅力ある島の再生を図り、東京オリンピック・パラリンピック開催にあわせ「元気な大島」を発信します。</p>		
	<p>「復興でめざす島の姿 - 安心と笑顔があふれる美しい島 -」の実現</p> <p>①自然と共生する災害に強い島</p> <p>②自然や文化、人とのふれあいなど、心やすらぐ島</p>		
復興の柱1 被災者生活 再建支援	被災者への資金等の支援 住宅再建の支援 多様なサービスの提供	(必要な時に必要な支援を継続して実施)	
復興の柱2 地域基盤・ インフラの 復旧	地域基盤の整備、インフラの復旧と機能強化 がれき等の撤去処分		
復興の柱3 産業・観光 復興支援	島内企業の早期再建と商工業の振興、農業の早期再建と振興、 観光業の早期再建と振興、観光振興の推進		
復興の柱4 防災まちづくり の強化	台風 26 号に伴う豪雨災害の検証と地域防災計画の改訂、災害情報の連絡体制の再構築、災害対応力の強化、島内避難体制の再構築、避難施設の強化等、 災害教訓の伝承と地域防災力の向上		
元町地区の復興 まちづくり計画	事業計画策定	住宅再建支援、生活道路・公園等の整備・大金沢流路改修	
【参考】 大島町基本構想 ・基本計画	第 5 次基本構 想・基本計画	第 6 次基本構想・基本計画 (平成 28～35 年)	



### 3 全島にかかわる復興計画

---

#### 復興の柱1 被災者生活再建支援

##### ◆課題

- ・今回の災害によって、多くの方々の生活基盤が被害をこうむりました。
- ・特に住宅は生活する上でなくてはならない大切な基盤であり、早急な恒久住宅の確保が必要です。
- ・さらにこの未曾有の災害は、被災した方々をはじめ、大島町民の心や体にも大きな爪痕を残しています。とくに被災した方々の心身の健康の回復と維持のため、きめ細かいサポートが求められています。
- ・これらの生活全般の再建に向けて、被災した方々の様々な困難を解決するための情報提供と、いつでも気軽に相談できる窓口体制を整備し、継続した見守りが必要です。

##### ◆方針

###### ① 被災者への資金等の支援

- ・さまざまな既存制度を適切に運用し、一人一人の被災者の生活再建を支援します。
- ・中長期的な視点から新たな支援策を検討し、必要な方に必要な支援を行います。

###### ② 住宅再建の支援

- ・被災者の方々の意向を把握し、各種の既存制度の活用、新たな支援策の検討、復興（町営）住宅の提供とともに、住宅再建課題に対応したまちづくり事業手法の活用を検討します。
- ・まちづくり事業手法の活用により、住宅再建に必要な基盤整備などを促進します。
- ・まちづくり事業手法を活用して、安心して住み続けられる安全で快適な居住環境を整備します。

###### ③ 多様なサービスの提供

- ・被災者をはじめ町民が安心して暮らせるよう、応急仮設住宅の適切な維持管理や、町民の生活に関連する保健や医療、介護、子育て支援等、福祉に関する各種サービスを行い、社会福祉協議会等と連携した被災者の見守り体制の整備など、きめ細かな支援を検討します。

- ・必要なサービスが適切に行き届くよう、見守り体制を継続し、求められるサービスを提供します。

#### ④ 情報提供と相談体制の確立

- ・被災者が各種の支援制度を活用し、早期に生活再建に取り組むことができるよう、情報提供と相談体制を強化します。
- ・相談体制を維持し、被災者の生活再建の進捗や心身の状況に応じた支援を行います。

### ◆主な施策

方針① 被災者への資金等の支援	
前期	1-1-1 義援金、生活再建支援金などの支給や生活資金等の貸付け <ul style="list-style-type: none"> <li>・義援金や生活再建支援金の支給など、被災者の生活を支えるための資金の支援を行います。</li> <li>・災害援護資金貸付、生活福祉資金貸付など、被災者の生活資金をあっせんします。</li> </ul> 1-1-2 子どもたちへの就学支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅被害や長期避難により応急仮設住宅等へ移転し通学が困難になった児童・生徒に対し、通学支援を行います。</li> <li>・災害によって世帯の経済状態に影響の出た被災世帯の児童・生徒に対し、就学資金や進学資金などを支援します。</li> </ul>
中期	1-1-3 生活資金等の支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者の生活再建状況に応じて、支援が必要な被災者に生活資金の支援を行います。</li> </ul>
後期	1-1-4 子どもたちへの就学支援の継続 <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害によって世帯の経済状態に影響の出た被災世帯の児童・生徒に対し、引き続き、就学資金や進学資金などを支援します。</li> </ul>
方針② 住宅再建の支援	
前期	1-2-1 個人住宅再建支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災した住宅の再建（修理、現地再建、移転再建、購入など）に向けた資金援助を、既存制度により行い、必要に応じて新たな支援策を検討します。</li> <li>・住宅再建を促進するとともに、二次災害の危険性のある宅地については擁壁の復旧を支援します。</li> <li>・被災した住宅の浄化槽の修理や、再建する住宅の浄化槽の新設を支援します。</li> </ul> 1-2-2 復興（町営）住宅の建設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人による住宅の再建が困難な被災者のために、復興（町営）住宅を建設します。</li> </ul>

前期	1-2-3 住宅再建を支援するまちづくり事業手法の導入 ・現地再建、移転再建など、被災者の意向を十分に尊重しつつ、必要な基盤を整備し、住宅再建を支援することのできるまちづくり事業手法を検討し、導入します。
中期	1-2-4 住宅再建支援の推進 ・基盤整備を必要とする被災住宅に対して、まちづくり事業手法を活用して住宅再建支援を進めます。
後期	1-2-5 安心して住み続けられるまちづくりの推進 ・まちづくり事業手法を活用して、安心して住み続けられる基盤施設を整備し、大島らしさに富んだまちづくりを進めます。
<b>方針③ 多様なサービスの提供</b>	
前期	1-3-1 応急仮設住宅の維持管理 ・住宅再建までの居住の場となる応急仮設住宅は、住宅および浄化槽、受水槽、街路灯など共用部分を適切に維持管理します。 1-3-2 生活全般に係るサービスの提供 ・社会福祉協議会や災害ボランティアの協力を得て、被災者の見守り体制の整備、介護や子育て支援など、生活全般に係る多様なサービスの提供を行います。 1-3-3 保健・医療に関するサービスの提供 ・心身の健康に関する相談体制を設けるとともに、通院サポートなど、心身の健康を維持するために必要な保健・医療サービスの提供を行います。 1-3-4 こころのケア ・被災者や子どもたちのこころのケアを、継続して実施します。
中期	1-3-5 被災者の見守り体制の継続と適切なサービス、ケアの提供 ・被災者の見守り体制を継続するとともに、必要な時に必要とするサービスやケアを提供します。
後期	
<b>方針④ 情報提供と相談体制の確立</b>	
前期	1-4-1 総合相談窓口の設置 ・生活再建に向けた様々な相談に対応するため、総合相談窓口を設置します。 1-4-2 専門家による相談体制の整備 ・弁護士、行政書士など生活再建や住宅再建に向けた各種相談に応じることができるよう、専門家による相談体制を整備します。
中期	1-4-3 総合相談窓口の継続 ・被災者の生活や心身の状況に応じて、必要な情報を提供するとともに、必要なサービスの提供につなげることができるよう、総合相談窓口を継続します。
後期	

## 復興の柱2 地域基盤・インフラの復旧

### ◆課題

- ・今回の災害では、元町地区で起きた流木を伴う土石流のほか、岡田地区、泉津地区など島内11箇所の山腹崩壊が発生したことから、火山島である島全体の土砂災害への脆弱性に対応するために土砂災害対策および山地災害対策の強化が必要です。
- ・大量の土砂や水の流出によって、道路網の寸断、携帯電話など通信の途絶、水道や電気などライフライン被害が発生したことから、これら島の地域基盤となるインフラ施設の復旧と機能強化が必要です。
- ・市街地にある一次仮置場の災害廃棄物は、平成26年6月末までに全て撤去されましたが、被災現場等に残っている災害廃棄物についても、迅速に処理することが必要です。

### ◆方針

#### ① 地域基盤の整備

- ・町道など地域基盤の復旧や復興事業を展開するために、自然環境に配慮しながら、必要な整備を進めます。
- ・東京都が行う土砂災害対策などと連携しながら、被災した地域では自然と調和を図り、「安全」に加え「安心」を確保するまちづくりを進めます。
- ・東京都と町が連携して、島全体の安全性向上に向けた土砂災害対策を進めます。

#### ② インフラの復旧と機能強化

- ・被災した水道施設の早期復旧を進め、災害時の飲料水の確保を進めます。
- ・水道や電気、通信などライフライン施設については、災害時も供給機能が維持できるような整備の検討を推進します。

#### ③ がれき等の撤去処分

- ・大島町災害廃棄物等処理計画に基づき、平成26年度中に島外処理分を含めた処理が終了するよう、引き続き災害廃棄物の処理を迅速に進めます。

## ◆主な施策

方針① 地域基盤の整備	
前期	<p>2-1-1 道路の復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災した都道の復旧とともに、町道を復旧します。</li> </ul> <p>2-1-2 土地境界の復元</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害によって被害が集中した元町地区等において、必要な土地境界の復元を行います。</li> </ul> <p>2-1-3 土砂災害対策（短期対策）の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災した地域において東京都が行う導流堤や堆積工の整備など土砂災害対策の短期対策と、中長期対策の検討について町も協力して進めます。</li> </ul> <p>2-1-4 被災した地域一帯における雨水排水整備計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災した地域一帯において、降雨による道路冠水を防止するため、雨水排水対策を推進するための計画を東京都と連携して策定します。</li> </ul> <p>2-1-5 島全体の土砂災害対策の着手・推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・島全体の土砂災害の危険性の高い箇所については、東京都と連携して、安全確保に向けた対策に着手し、推進します。</li> </ul>
中期	<p>2-1-6 土砂災害対策（中長期対策）の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都が行う被災した地域における土砂災害対策の中長期対策を町も協力して進めます。</li> </ul> <p>2-1-7 被災した地域一帯の雨水排水整備の実施と島全体の対策の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災した地域一帯において雨水排水対策を推進するとともに、島全体の雨水排水対策を東京都と連携して検討します。</li> </ul>
後期	<p>2-1-8 島全体の土砂災害対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都が行う土砂災害対策（中長期対策）をより一層推進するとともに、島全体の安全確保に向けた対策を、町も協力して進めます。</li> </ul> <p>2-1-9 雨水排水整備の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都と連携して島全体の雨水排水対策を推進します。</li> </ul>
方針② インフラの復旧と機能強化	
前期	<p>2-2-1 水道施設の復旧と災害時の飲料水確保の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災した水道施設を復旧するとともに、施設の耐震化や災害時の飲料水確保の方策を強化します。</li> </ul> <p>2-2-2 災害時の電力の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電力の災害時供給機能の強化と非常用電力の確保を図ります。</li> </ul>
中期	<p>2-2-3 ライフライン施設の災害時の機能の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ライフライン事業者とともに災害時の機能維持に向けた検討を行い、対応力を強化します。</li> </ul>
後期	
方針③ がれき等の撤去処分	
前期	<p>2-3-1 災害廃棄物等の処理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大島町災害廃棄物等処理計画に基づき、がれき等の速やかな撤去処分を進めます。</li> </ul>

## 復興の柱3 産業・観光復興支援

### ◆課題

- ・今回の災害では多くの店舗や事業所が被害を受けており、休業や減収を余儀なくされました。これらの島内企業の再建は、被災者の生活再建を支え町の経済被害を最小限に止めるためにも重要な課題です。
- ・農業や水産業は島の恵まれた自然環境を活かした地域産業であり、被災農業者の営農再開支援や漁場の早期復旧などとともに、農産物や魚介類を加工し、また観光客に味わってもらおう地産地消の推進など商業、観光と連携した取組みを進め、総合的かつ連携的な産業振興を図ることが必要です。
- ・観光は島の主産業の一つであり、島外の人々との交流を促進する大事な役割を有することを踏まえ、被災した観光施設や海岸の復旧を急ぐとともに、災害による風評被害を払しょくする各種取組みを進め、既存の観光資源の活用や改善のみならず、新たな資源や魅力の整備を進め、島の新鮮な食材の活用とともに人々の笑顔という、島ぐるみの「おもてなし力」の向上や新たな魅力の創出が必要です。

### ◆方針

#### ① 島内企業の早期再建と商工業の振興

- ・直接間接に被災の影響を受けている島内企業が早期に復旧・再建できるよう、東京都と連携し各種支援策を進めるとともに、観光振興と連携して賑わいを取り戻します。
- ・農業、水産業、観光と一体となった取組みを展開して、商工業の振興を図ります。
- ・起業支援、新たな特産品の開発など、島内外の消費者のニーズの変化に対応できる新たな魅力づくりを継続し、地域経済の活性化を進めます。

#### ② 農業の早期再建と振興

- ・被災した農業者の意向を踏まえ、国や東京都の支援を活用して営農再開への支援と農地や農業用施設等の復旧を行い、農業者の生活再建を支援します。
- ・商工業、水産業、観光と連携して農産物の地産地消を推進し、農業の6次産業化と振興を図ります。
- ・遊休農地の有効活用、担い手の確保・育成・定住支援などにより、農業の活性化をより一層、図ります。

### ③ 水産業の早期再建と振興

- ・東京都と連携し、土砂等が流入した漁場の早期回復に取り組みます。
- ・水産加工技術の向上とともに、農業、商工業、観光と連携して魚介類や水産加工品の地産地消を推進し、水産業の6次産業化と振興を図ります。
- ・種苗放流など栽培漁業の推進による漁獲の安定化、担い手の育成・定住支援などにより、水産業の活性化をより一層、図ります。

### ④ 観光振興の推進

- ・島の安全対策のPRや、復興キャンペーンの展開などにより風評被害を払しょくし、災害後に減少した観光客を呼び戻します。
- ・既存の観光資源の活用や改善とともに新たな観光資源の整備を図り、島の新鮮な食材の地産地消の推進、観光客への心のこもったおもてなしで島の魅力を向上し、リピーターのみならず来島者の口コミやさまざまな情報発信により新規の観光客の来島を促進します。
- ・東京オリンピック・パラリンピックに合わせて、新たな大島の魅力の創出と世界に向けた発信により、多様な人々の来島をより一層促進し、観光振興を図ります。
- ・地域ごとの特色あるまちなみを保全するとともに、大島の自然と調和する景観的に優れたまちなみ形成に取り組み、観光振興を図ります。

## ◆主な施策

方針① 島内企業の早期再建と商工業の振興	
前期	<p>3-1-1 被災事業所の再開資金等の支援</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・被災した中小企業や間接被害を受けた中小企業に対し、融資あっせんなど営業再開や経営安定に向けた支援を行い、必要に応じて新たな支援策を検討します。</li></ul> <p>3-1-2 情報発信やイベント出店への支援</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・町民や観光客への情報発信やイベント等の開催に対し、支援を行います。</li></ul> <p>3-1-3 地産地消の促進</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・島内の農業、水産業との連携を強化し、特産品の地産地消を促すために必要となる情報提供を各産業分野に対して行います。</li></ul> <p>3-1-4 外部専門家派遣制度などの活用</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・外部専門家派遣制度などの活用により、事業者が連携して行う地域活性化の取組みを支援します。</li></ul>

中期	<p>3-1-5 消費者ニーズの把握等に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外部専門家派遣制度の活用や地域資源活用などの情報提供などにより、消費者ニーズの把握や販路拡大の検討、魅力の向上など事業者が行う取組みを支援します。</li> </ul>
後期	<p>3-1-6 地域経済活性化への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域おこし協力隊制度の活用などにより、産業分野間の連携を強化し、地域ブランドの開発・販売や他の都市・地域・島との交流、移住希望者の受入れ促進など、活性化に向けた主体の形成・強化と取組みへの支援を行います。</li> </ul>
<b>方針② 農業の早期再建と振興</b>	
前期	<p>3-2-1 農業基盤施設の早期復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害によって被害を受けた農地などを早期に復旧します。</li> </ul> <p>3-2-2 農業再開への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>遊休農地の活用などにより、被災した農業者の営農再開を支援します。</li> </ul>
中期	<p>3-2-3 農産物の地産地消の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ぶらっとハウスなど直売所を活用するとともに、農業と商工業、観光との連携を強化して流通拡大を図り、地産地消を促進します。</li> </ul> <p>3-2-4 農業の担い手の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各種農業団体等との連携により、営農希望者への技術指導の実施や島外からの新規就農者の受け入れ態勢の整備など、担い手の育成を行います。</li> </ul>
後期	<p>3-2-5 農業の6次産業化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新鮮で安全な野菜の生産奨励、アシタバなど島の代表的な特産品の生産拡大を進め、商工業、水産業、観光と連携し、農業の6次産業化を推進します。</li> </ul> <p>3-2-6 農業の担い手育成の継続と営農継続支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農業の担い手の育成を継続するとともに、島内で継続して営農できるよう各種農業団体と連携した技術指導などの支援を行います。</li> </ul>
<b>方針③ 水産業の早期再建と振興</b>	
前期	<p>3-3-1 漁場の回復</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被害を受けた漁場の潜水調査を行い、漁場の早期回復に向けた対策を進めます。</li> </ul> <p>3-3-2 漁業施設の防災性強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>漁業施設の防災性の強化を促進するため、耐震改修等を支援します。</li> </ul>
中期	<p>3-3-3 水産加工技術の向上と地産地消の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水産加工技術の向上支援、海市場等の活用による魚介類や水産加工品の流通拡大などを進め、地産地消を促進します。</li> </ul> <p>3-3-4 水産業の担い手の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>講習会や研修会などを実施し意識向上を図るとともに、新規就業者のための技術指導や受け入れ態勢の整備など、水産業の担い手の育成を行います。</li> </ul>



後期	<p>3-3-5 つくり育てる漁業の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・沿岸漁業の拡充と振興に向けて、種苗放流など栽培漁業をより一層推進します。</li> </ul> <p>3-3-6 水産業の6次産業化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・付加価値の高い特産品の製品化を支援し、商工業、農業、観光と連携し、水産業の6次産業化を推進します。</li> </ul> <p>3-3-7 水産業の担い手育成の継続と技術的指導支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水産業の担い手の育成を継続するとともに、漁協等の関係団体と連携した技術指導などの支援を行います。</li> </ul>
<b>方針④ 観光振興の推進</b>	
前期	<p>3-4-1 観光施設の早期復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海水浴場や弘法浜プール（仮称）など観光のための施設を早期復旧します。</li> </ul> <p>3-4-2 大島の魅力・安全性の発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光情報や島で行っている安全対策、役立ち情報など、観光客が知りたい情報を、インターネットやパンフレット、観光マップなど様々な方法で発信します。</li> <li>・自然災害と防災を学ぶことにもつながる伊豆大島ジオパークの取り組みを、既存観光施設の活用などとあわせて、より一層展開します。</li> <li>・大島の魅力を積極的に発信するため、観光特派員の活用など PR を推進します。</li> </ul> <p>3-4-3 賑わいを取り戻す催しの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・島内外での物産展など、観光・農業・水産業が連携して各種イベントを実施、または参加します。</li> </ul> <p>3-4-4 岡田港周辺の環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都が実施する岡田港の船客待合所・津波避難施設整備にあわせて防災性能を強化するとともに、観光客を迎える玄関口として、観光客に島の魅力を伝える環境づくりを検討し、進めます。</li> </ul>
中期	<p>3-4-5 大島の魅力を伝える情報発信の強化・継続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光客のニーズに合わせた情報をわかりやすく、継続的に発信していく体制と方法を構築します。</li> </ul> <p>3-4-6 既存資源の活用と改善による観光客の誘致推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の観光資源を活用したスポーツ合宿などの誘致を促進するとともに、サイクリングなど新たなニーズに合わせた施設整備や改善への支援を行います。</li> <li>・元町港周辺の防災性能の強化とともに、機能性、快適性、デザイン性に富んだ、観光客に島の魅力を伝える環境づくりを検討し、進めます。</li> </ul> <p>3-4-7 商工業、農業、水産業と連携した地産地消システムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大島の食材の島内循環を促進し、観光客に島の食を楽しむことのできるシステム構築への支援を行います。</li> </ul>

後期	<p>3-4-8 新たな観光資源の整備と活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・元町地区の復興まちづくりと連携して、災害の記憶をとどめる施設の整備、来島者を含めた災害・防災教育の場としての活用を進めます。</li> <li>・三原山や椿や桜など、大島の自然を活かした観光資源を、より一層活用するとともに、自然・環境教育の場としての活用を進めます。</li> <li>・岡田港、元町港周辺的环境づくりとともに、波浮港周辺のまちなみの保全など、島全体を観光資源として魅力を向上させるため、デザイン性に配慮した整備を検討します。</li> </ul> <p>3-4-9 大島の魅力の創出と情報発信の継続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・美しく雄大な自然、自然と共生する暮らしや文化、真心のおもてなし、美味しさと楽しさと安らぎなど、大島の魅力をより一層創出し、発信することで、新たな観光客の来島と交流人口の拡大を進めます。</li> </ul> <p>3-4-10 長期滞在希望者や移住希望者への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長期滞在希望者や移住希望者に必要な情報提供や支援を、各種産業団体と連携して行います。</li> </ul>
----	---

＜今夏（平成26年夏）の重点的な取組 “KONKA・プロジェクト”＞

- ・風評被害を払しょくし、観光復興を進めるため、大島で最も賑わう弘法浜、日の出浜を中心に、島内海水浴場と連携した取組みを、平成26年に実施しました。

＜プロジェクトの内容＞

- ・ビーチバレーコートの設置
- ・復興キャンペーンの展開
- ・ビーチラインの運行

（海水浴場を連絡する夏季限定のバス路線）



がれき撤去が進んだ弘法浜  
（平成26年7月8日撮影）

## 復興の柱4 防災まちづくりの強化

### ◆課題

- ・平成25年台風26号に伴う豪雨災害の教訓を踏まえた土砂災害対策の強化とともに、いつ起きてもおかしくないと言われている大規模地震や津波などによる災害も考慮し、総合的な観点からの防災対策を推進するため、町、都、国が連携した防災諸施設の強化や災害時の体制整備、災害対応力の強化が必要です。
- ・二度と災害による犠牲者を出さないようにするため、災害から命を守る避難体制の再構築と強化が必要です。
- ・災害時に避難所となる施設は被災しないように防災性能を強化するとともに、要配慮者の受け入れを想定したバリアフリー化や一週間分の物資等の備蓄など、防災機能の強化が必要です。
- ・このような災害を二度と起こさないためにも、今回の災害で得られた教訓を後世にわたって伝えるとともに、各地域での防災訓練や防災教育の充実を図り、島の地域防災力を向上させることが必要です。
- ・今回の災害で被災した地域以外にも、土砂災害等の危険性が高い地域があることに配慮して、長期的には安全・安心を実現する土地利用を目指すことが必要です。

### ◆方針

#### ① 台風26号に伴う豪雨災害の検証と地域防災計画の改訂

- ・今回の災害による課題を検証し、災害時の情報伝達体制や避難体制などを改善・強化します。
- ・土砂災害に加え、大規模地震や津波、噴火などの災害危険も考慮した災害時の体制や対策などを強化します。
- ・災害からの復興の経験をふまえ、地域の土地利用やコミュニティの特性に配慮し、災害予防、応急対策、復旧・復興対策の事前実施と事前準備に向けた体制を強化します。

#### ② 災害情報の連絡体制の再構築

- ・町による各種の災害情報の収集および町民等への伝達に関しては、情報連絡体制の再構築を図り、町民にわかりやすい情報提供を行います。
- ・提供された災害情報を活かして“自らが主体的に命を守ることのできる”人づくりを推進します。

- ・町民が周囲で覚知した災害に係る情報等について、ツイッターなどの新しい情報手段を活用して町と町民、町民同士が情報を共有するシステムを検討します。

### ③ 災害対応力の強化

- ・災害時における消防力の増強、町役場、けんこうセンターなど災害時の防災拠点となる施設の機能強化などにより、防災対応力を強化します。
- ・各種ライフライン事業者と連携して、ライフラインの災害対応力を強化します。
- ・防災訓練や防災学習などを通して“自らが主体的に命と家族を守ることのできる”人づくりを推進し、自助力の拡大を図ります。
- ・自主防災組織の育成、その活動の活性化を通して、避難や被災後の支援など様々な地域で支援しあう、地域の共助力の拡大を図ります。

### ④ 島内避難体制の再構築

- ・土砂災害防止法に基づく区域の指定までは、暫定的な「警戒を要する区域」と「避難基準」により策定した避難計画に基づく迅速な避難行動ができるように周知するとともに、体制づくりを進めます。
- ・土砂災害防止法に基づく区域の指定が行われた際は、避難計画を見直し、体制の強化を図ります。
- ・避難行動に支援を要する人への対応も含め、地域ごとの共助による避難体制の整備を推進します。
- ・避難計画は、地域ごとの避難行動に支援を要する人の現状把握にあわせて防災関係機関と緊密な調整を行い、適宜見直しを行うとともに、土砂災害のほか、大規模地震や津波などの災害危険も考慮して、地域特性に応じた避難体制を構築します。

### ⑤ 避難施設の強化等

- ・既に指定されている避難所の修繕・改修または新規設置等によりあらゆる災害に対する防災機能の強化に努めるとともに、利活用が可能な町有施設について、早期に適切な措置を講じて避難所としての活用を図り、避難所となる施設や緊急避難するための場所（避難場所）について周知徹底を図ります。
- ・避難所施設のバリアフリー化や食料や生活必需品、資機材等の備蓄、通信機器の整備などを検討し、避難所機能の向上を図ります。
- ・災害に応じた避難経路の整備や安全性確保、避難所施設の適正配置などにより、安全・迅速・円滑な避難ができるよう図ります。

## ⑥ 災害教訓の伝承と地域防災力の向上

- ・防災訓練および防災教育の充実と効果的な実施方法を検討するなど、町民との協働と連携による地域防災力の向上を推進するとともに、今回の災害の検証や教訓を、島内外にわたって後世に伝えます。
- ・自助・共助・公助の考え方にに基づき、防災教育の推進や自主防災組織の育成などにより、防災意識の高い人づくりを進めます。

### ◆主な施策

方針① 台風 26 号に伴う豪雨災害の検証と地域防災計画の改訂	
前期	4-1-1 台風 26 号に伴う豪雨災害の検証 <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の防災対策の強化に向けて、今回の災害の対応状況など、様々な観点から課題を検証します。</li> </ul> 4-1-2 地域防災計画の改訂に向けた検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の災害の教訓をふまえ、地域防災計画の改訂に向けた検討に着手します。</li> </ul>
中期	4-1-3 地域防災計画の改訂 <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の災害の教訓に加え、今後発生が予想されている大規模地震や津波、噴火の被害想定等をふまえ、地域防災計画を改訂します。</li> </ul>
後期	4-1-4 地域防災計画への復興経験の反映 <ul style="list-style-type: none"> <li>・この災害からの復興の経験を、地域防災計画に反映します。</li> </ul>
方針② 災害情報の連絡体制の再構築	
前期	4-2-1 行政における災害関連情報の収集・分析・予測体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・さまざまな災害関連情報を収集し、分析、予測を行い、適切な指示を出すための情報活用体制の強化を推進します。</li> </ul> 4-2-2 町と関係機関の連絡体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・町と関係機関との災害時および事前の情報伝達を迅速かつ円滑に行うことができるよう、連絡体制を整備します。</li> </ul> 4-2-3 町民への情報伝達手段の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災無線、インターネット、パンフレット、防災マップなど、町民にわかりやすい情報伝達手段を検討し、よりわかりやすく伝わるよう工夫します。</li> </ul>
中期	4-2-4 町民への情報伝達方法の改善 <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の情報伝達が、町民によりわかりやすく伝わるよう、適宜改善します。</li> <li>・情報伝達面の機能を強化するため、防災行政無線デジタル化などを進めます。</li> </ul>
後期	4-2-5 町民による災害情報収集・伝達のための訓練等の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の情報を自ら収集し、発信できる、防災力の高い町民を育成するため、防災学習会や防災訓練などを開催します。</li> </ul>

<b>方針③ 災害対応力の強化</b>	
前期	<p>4-3-1 消防組織の消防力の増進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消防組織の消防力を増進するため、消防車両や救急車両の更新など設備の充実を進めます。</li> <li>情報伝達面の機能を強化するため、消防無線デジタル化などを進めます。</li> </ul> <p>4-3-2 消防水利の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消防水利の充足率達成をめざし、耐震性貯水槽を整備します。</li> </ul>
中期	<p>4-3-3 防災拠点となる公的施設の機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>町役場やけんこうセンターなど災害時の防災拠点となる公的施設の耐震性の強化と災害時の機能強化を図ります。</li> </ul>
後期	<p>4-3-4 ライフラインの機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水道、電力、通信等、被災時に影響が大きいライフラインについては、あらかじめ機能維持の対策を進めます。</li> </ul>
<b>方針④ 島内避難体制の再構築</b>	
前期	<p>4-4-1 暫定的な避難計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害防止法に基づく区域指定までの間、土砂災害に対する避難などの暫定基準として「特別な警戒を要する区域」「その他の警戒を要する区域」の避難計画を策定し、運用します。</li> </ul> <p>4-4-2 土砂災害防止法に基づく区域指定と避難体制の強化と避難計画の改訂</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害防止法に基づく調査による「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」指定を受け、警戒避難体制を強化し、避難計画を改訂します。</li> </ul>
中期	<p>4-4-3 地域における避難体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難行動に支援を要する人の現状把握や地域特性をふまえ、防災関係機関と緊密な調整を行い、避難計画の適宜見直しを行うとともに、自主防災組織との連携によって地域ごとの避難体制を構築します。</li> </ul>
後期	<p>4-4-4 災害危険や状況の変化に対応した避難計画の改訂</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大規模地震や津波、噴火などの災害危険や状況の変化に応じて、避難計画を適宜見直します。</li> </ul>
<b>方針⑤ 避難施設の強化等</b>	
前期	<p>4-5-1 避難所施設の防災機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難所に指定されている施設の耐震性など安全性の確保を進め、利活用が可能な町有施設について、避難所として安全に活用できるよう適切な措置を講じます。</li> </ul> <p>4-5-2 避難経路の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域ごとの特性および町道の整備にあわせ、自主防災組織との連携により避難経路を見直します。</li> </ul> <p>4-5-3 防災マップ等の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害危険情報や避難所や避難経路などの防災施設を示す防災マップ等を作成します。</li> </ul>

前期	<p>4-5-4 避難所施設の新規整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所として利活用が可能な町有施設がない地域は、新規に避難所として活用できる施設を建設します。</li> </ul>
中期	<p>4-5-5 避難所としての機能確保と運営検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所施設のバリアフリー化や、災害時に必要となる食料、通信機器、資機材等の備蓄、応急給水槽の設置などを検討します。</li> <li>・町と自主防災組織の連携と役割分担による円滑な避難所運営を可能とするため、避難所運営の方法と体制について検討します。</li> </ul> <p>4-5-6 避難経路の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害、大規模地震、津波、噴火など災害ごとの特性にあわせ、自主防災組織との連携により避難経路を見直します。</li> </ul>
後期	<p>4-5-7 避難施設の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害ごとの特性にあわせた避難所施設の適正配置や避難経路の安全整備を実施します。</li> </ul> <p>4-5-8 防災マップ等の改訂</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最新の情報が提供できるよう、防災マップ等を適宜改訂します。</li> </ul>
<b>方針⑥ 災害教訓の伝承と地域防災力の向上</b>	
前期	<p>4-6-1 追悼式の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の災害による犠牲者を悼み、二度と災害による犠牲を出さない取組みを継続していくことを誓うため、追悼式を開催します。</li> </ul> <p>4-6-2 自主防災組織の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ごとの防災力向上に向け、自主防災組織の強化を図り、地域住民とともに多様な防災訓練や防災学習の実施を支援し、資機材の貸与等を行います。</li> </ul> <p>4-6-3 災害の記録の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の災害を次世代に伝えるために、災害の記録誌等を作成します。</li> <li>・子どもたちへ今回の災害を伝え、防災意識と防災力の高い人づくりを進めるため、副読本等を作成します。</li> </ul> <p>4-6-4 自然災害教訓を伝える資料整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ジオパークとの連携により、災害の記憶をとどめ教訓を伝える場を設け、自然と共生する暮らし方とともに、島内外に情報発信します。</li> </ul>
中期	<p>4-6-5 災害教訓を伝える資料整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の災害の記録や教訓などの資料を収集し、誰もが学習できるように図書館や博物館、学校、役場などに整備します。</li> </ul> <p>4-6-6 自主防災組織の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害、地震、津波など、それぞれに対応した防災訓練や防災学習を行うことができるよう自主防災組織を支援します。</li> </ul>
後期	<p>4-6-7 災害教訓の伝承</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の災害の教訓と復興の経験を島内外に伝えるため、復興の記録誌等を編纂し、次世代へ伝承できる人材育成を図ります。</li> </ul>

後期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたちへの災害の教訓と復興の経験を伝えるため、副読本等の改訂・充実を検討します。</li> <li>・観光客などの来島者にも防災学習の場の提供を検討していきます。また、WEB上に「大島災害伝承館（仮称）」を開設し、国内のみならず海外への情報提供を進めます。</li> </ul> <p>4-6-8 防災訓練や防災学習会の継続した開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもから大人まで、誰もが防災知識と防災技術を身につけることができ、次世代のリーダー育成に資する防災訓練や防災学習会を継続して開催します。</li> </ul> <p>4-6-9 災害の記憶をとどめる施設の整備 （3-4-8 新たな観光資源の整備と活用 再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・元町地区の復興まちづくりと連携して、災害の記憶をとどめる施設の整備、来島者を含めた災害・防災教育の場としての活用を検討します。</li> </ul>
----	--



## 4 元町地区の復興まちづくり計画

今回の災害を受けて、東京都は平成 25 年度に、「伊豆大島土砂災害対策検討委員会」を設置し、特に被害が大きかった大金沢の対策方針を検討してきました。

委員会から報告された内容は、以下のとおりです。

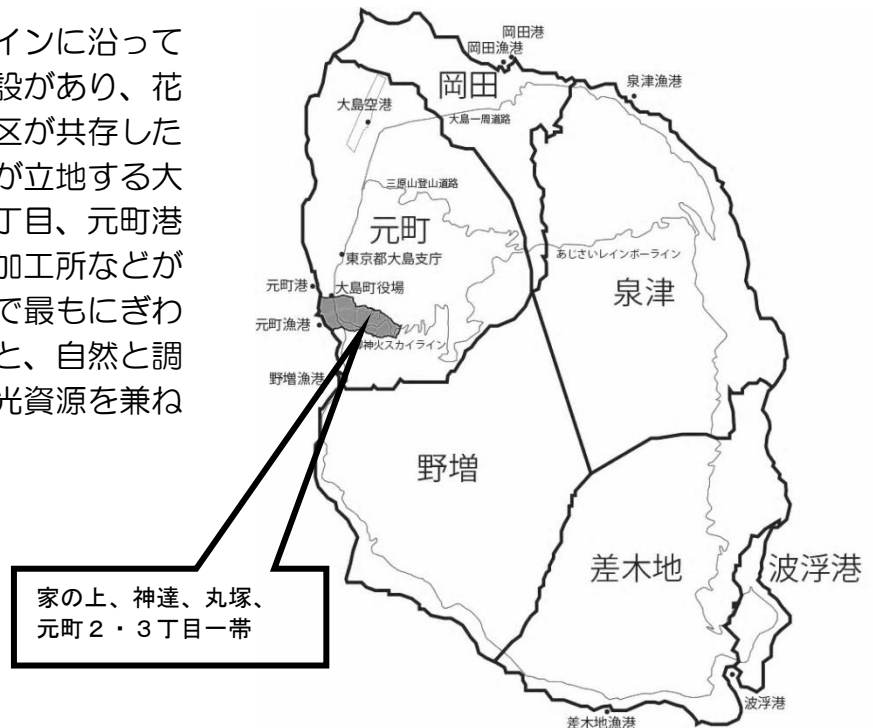
- ・被害が大きい元町地区、神達地区上部を先行して整備
- ・山腹斜面に対する崩壊の拡大防止および土砂移動防止対策等の実施
- ・大金沢堆積工に対する導流堤の整備
- ・既設の大金沢本川堆積工の嵩上げ
- ・警戒避難体制の整備（土砂災害警戒区域等の指定など）
- ・大金沢既設流路の改修等

この報告内容を踏まえ、被災された方々の意向などを把握し、復興まちづくりの方針を定めます。

### 4.1 被災前の元町地区の市街地状況

元町地区のうち最も被害が大きかったのは、家の上、神達、丸塚、元町 2・3 丁目一帯の市街地です。

被災前は御神火スカイラインに沿って比較的規模の大きい宿泊施設があり、花卉栽培の畑や椿林と住宅街区が共存した神達・丸塚、商業業務施設が立地する大島一周道路に沿った元町 3 丁目、元町港に至近で住宅と店舗、水産加工所などが集積し、海水浴場として島で最もにぎわう弘法浜のある元町 2 丁目と、自然と調和した静けさと利便性、観光資源を兼ね備えたまちでした。



## 4.2 復興まちづくりの方針

### 復興まちづくりの区域

- ・復興まちづくりを推進する区域は、元町のうち被害が集中した、家の上、神達、丸塚、元町2丁目、元町3丁目の区域です。

### 復興まちづくりの目標

- ・この災害をふまえて、二度と同じような災害を繰り返さないだけでなく、被災された方が安心して暮らし続けられるように土砂災害対策を進めるとともに、快適で美しく、住み慣れた利便性の高い元町地区で住宅を再建し、子どもを育て、何世代も住み続け、働くことのできるまちにしていくことが必要です。
- ・海からの強い風から家々を守る木々に囲まれ、緑を楽しみながら安心して歩けるみちが整備され、三原山を背景とした落ち着いた景観の、暮らしの息吹を感じるまち、大きな被害のあった大金沢流路沿いから神達まで、犠牲になった方々の冥福を祈り災害の教訓を後世に伝える公園や広場があり、防災の大切さを学び自然との共生に思いをはせることのできるまちをつくることを、復興まちづくりの目標とします。

### 復興まちづくりの進め方

- ・元町地区の復興まちづくりは、大金沢の土砂災害対策と流路改修の進捗にあわせて、災害に対して安全・安心を感じることで、かつ景観に配慮した市街地基盤の整備と土地利用（安全・安心なまちづくり）を進め、被災者等の意向を尊重して住宅再建支援（住宅再建の推進）を進めます。
- ・地域の方々の意向に沿った復興まちづくりを進めるために、地域の方々とともに新しいまちづくりを考え、実践していくための仕組みを講じていきます。

### 土地利用の基本方針

- ・二度とこのような災害を繰り返さないために、地域の特性と地域の方々の意向に配慮しつつ、安全・安心で美しく快適な土地利用を実現していきます。
- ・堆積工、導流堤の上部に位置する一部地域（Aゾーン）では、将来、異常降雨によって土砂流出や流木が発生した場合、導流堤によって堆積工に向かって流れてくることになるので、積極的な土地利用は行わないこととします。
- ・最も人的被害が大きかった神達（Bゾーン）では、被災者等の意向を尊重しつつ公園を中心としたオープンスペースとしての土地利用を図ります。

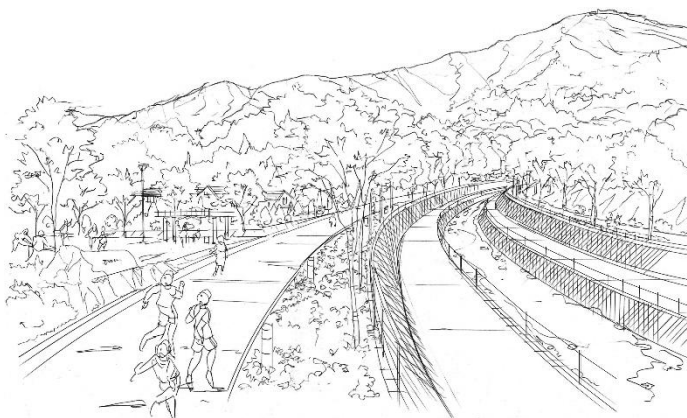
- ・大金沢流路沿川（Cゾーン）の大金沢堆積工から丸塚橋までの区域では、被災者等の意向を尊重して、緑地、農地、樹林地などを配置するとともに住宅再建を支援します。
- ・大金沢流路沿川（Cゾーン）の丸塚橋から河口までの流路近傍の区域では、大金沢流路の改修にあわせ、被災者等の意向を尊重して、より安心して住むことのできる基盤施設の整備を検討し、まちなみに配慮した土地利用と住宅再建の推進を図ります。また、宅地に高低差が生じる場合、内容を精査し、必要な対策を検討します。
- ・大金沢流路から離れた元町2・3丁目一帯（Dゾーン）では、すでに被災した住宅の修理によって住宅再建が進んでいる現状をふまえて現地再建を基本とし、住宅や事業所が調和した利便性の高い市街地としての土地利用を図ります。

### 被災者生活再建支援の方針

- ・被災した土地への現地再建、移転再建、復興（町営）住宅への入居、貸家への移転など、それぞれの意向に沿った住宅再建を支援します。
- ・被災者が応急仮設住宅や仮住まいで孤立感を募らせたり、心身の不調が深刻化したりすることを防ぐため、生活再建に必要な支援と見守りを行い、多岐にわたる相談に応じることのできる総合的な相談体制を継続します。
- ・復興まちづくりの進捗やスケジュールなどを情報提供し、復興まちづくりの推進に向けた意見交換を行うことのできる場の開催を継続します。

### 地域基盤・インフラの復旧の方針

- ・東京都が実施する大金沢の堆積工、導流堤の整備、流路の屈曲部の改修と管理用通路の整備を、町も協力して推進します。
- ・大金沢流路周辺は、緑地、農地、樹林地の育成や広場等の整備により遊水機能や防風機能を高め、「安心」を確保するまちづくりを進めます。



大金沢流路周辺の整備イメージ

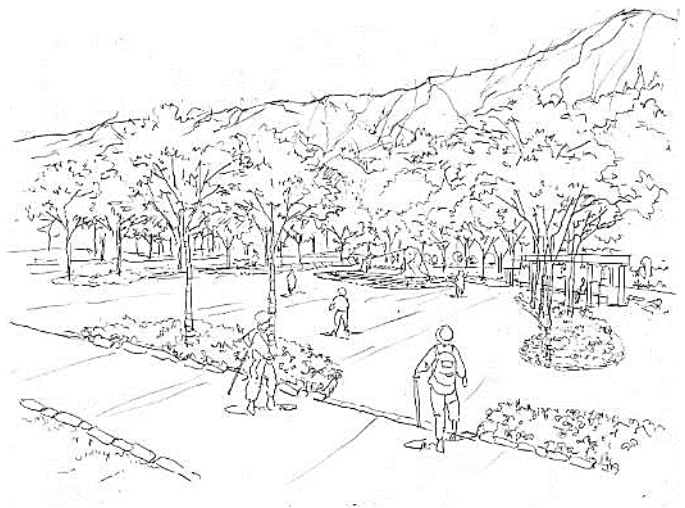
- ・大金沢流路の改修にあわせて、橋梁の架替え、生活道路の整備改善、交差点の隅切り改良や視界確保など、避難行動に支援を要する人たちを避難所へ送迎する自動車や緊急車両などの通行にも配慮して、生活道路ネットワークを強化します。
- ・広場等や生活道路の整備時には、大島の植物を取り入れた植栽などによる緑化を推進し、大島らしさを感じられる景観的に優れたまちなみ形成を進めます。
- ・八重沢流域等の面的な雨水排水対策を検討し、豪雨時の道路冠水を防止します。
- ・大金沢流路改修等に伴い宅地に高低差が生じる場合、内容を精査し、必要に応じた対応を検討します。

## 産業・観光復興支援の方針

- ・被災事業所や間接被害を受けた事業所については、それぞれの意向に沿った再建に向けて、東京都と連携し、各種支援策を進めます。
- ・まちづくりで整備する生活道路や公園等は、元町港、弘法浜、火山博物館など近辺の観光資源との連携も検討し、デザイン性が高く、島の活性化に資する高質な空間形成を図ります。

## 防災まちづくりの強化の方針

- ・多くの人的被害が発生した神達一帯では、被災者等の意向を尊重しつつ、災害の記憶をとどめる施設や災害・防災教育の場として活用できる公園の整備などを行い、災害の教訓を後世に伝えます。
- ・三原山からの避難道路となる御神火スカイラインの復旧や大金沢流路改修に伴う橋梁架替えなどにあわせて、避難経路となる道路について機能強化を図ります。
- ・道路や公園などの整備時には、地域の方々との意見交換の場を設け、近隣住民のコミュニティ育成や地域防災力の向上、市街地の防災性向上に必要な機能の確保を図ります。



災害の記憶をとどめる公園の整備イメージ

### 4.3 元町地区の復興まちづくり計画に係る主な施策

土地利用の基本方針	
前期	M-1-1 まちづくり事業手法の導入 <ul style="list-style-type: none"> <li>安全・安心のまちづくりを実現するために活用できるまちづくり事業手法を検討し、導入します。</li> </ul>
中期	M-1-2 まちづくり事業手法などを活用した土地利用の誘導 <ul style="list-style-type: none"> <li>まちづくり事業手法などにより、元町地区のゾーンごとの土地利用を誘導します。</li> </ul>
後期	
被災者生活再建支援の方針	
前期	M-2-1 (1-2-1再掲) 個人住宅再建支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>被災した住宅の再建(修理、現地再建、移転再建、購入など)に向けた資金援助を、既存制度により行い、必要に応じて新たな支援策を検討します。</li> <li>住宅再建を促進するとともに、二次災害の危険性のある宅地については擁壁の復旧を支援します。</li> <li>被災した住宅の浄化槽の修理や、再建する住宅の浄化槽の新設を支援します。</li> </ul>
	M-2-2 (1-2-3再掲) 住宅再建を支援するまちづくり事業手法の導入 <ul style="list-style-type: none"> <li>現地再建、移転再建など、被災者の意向を十分に尊重しつつ、必要な基盤を整備し、住宅再建を支援することのできるまちづくり事業手法を検討し、導入します。</li> </ul>
	M-2-3 復興まちづくりを推進するための体制整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>行政と住民等が元町地区の復興まちづくりの情報を共有し、共に推進するための組織を検討し、設置します。</li> <li>被災者の生活再建に向けた様々な相談に対応するため、総合相談窓口を設置し、復興まちづくりの情報についてもお知らせします。</li> </ul>
中期	M-2-4 (1-2-4再掲) 住宅再建支援の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>基盤整備を必要とする被災住宅に対して、まちづくり事業手法を活用して住宅再建支援を進めます。</li> </ul>
	M-2-5 復興まちづくりを推進する組織の継続 <ul style="list-style-type: none"> <li>元町地区の復興まちづくりを推進するための組織を継続するとともに、総合相談窓口を継続して復興まちづくりの情報をお知らせします。</li> </ul>
後期	M-2-6 (1-2-5再掲) 安心して住み続けられるまちづくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>まちづくり事業手法を活用して、安心して住み続けられる基盤施設を整備し、大島らしさに富んだまちづくりを進めます。</li> </ul>
	M-2-7 (M-2-5再掲) 復興まちづくりを推進する組織の継続 <ul style="list-style-type: none"> <li>元町地区の復興まちづくりを推進するための組織を継続するとともに、総合相談窓口を継続して復興まちづくりの情報をお知らせします。</li> </ul>

地域基盤・インフラの復旧の方針	
前期	<p>M-3-1 (2-1-2 再掲) 土地境界の復元</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害によって被害が集中した元町地区において、必要な土地境界の復元を行います。</li> </ul> <p>M-3-2 (2-1-3 再掲) 土砂災害対策(短期対策)の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都が行う導流堤や堆積工の整備など土砂災害対策の短期対策と、中長期対策の検討について町も協力して進めます。</li> </ul> <p>M-3-3 元町地区復興まちづくりの具体化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都が行う大金沢の土砂災害対策と流路改修の進捗にあわせて、安心して住み続けられる、大島らしい復興まちづくりの具体化に向けて検討を継続します。</li> </ul> <p>M-3-4 (2-1-4 再掲) 被災した地域一帯における雨水排水整備計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災した地域一帯において、降雨による道路冠水を防止するため、雨水排水対策を推進するための計画を東京都と連携して策定します。</li> </ul>
中期	<p>M-3-5 (2-1-6 再掲) 土砂災害対策(中長期対策)の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都が行う土砂災害対策の中長期対策を町も協力して進めます。</li> </ul> <p>M-3-6 元町地区復興まちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都が行う大金沢の土砂災害対策と流路改修の進捗にあわせて、安心して住み続けられる、大島らしい復興まちづくりを推進します。</li> </ul> <p>M-3-7 (2-1-7 再掲) 被災した地域一帯の雨水排水整備の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災した地域一帯において雨水排水対策を推進します。</li> </ul>
後期	<p>M-3-8 元町地区復興まちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都が行う大金沢の土砂災害対策と流路改修の進捗にあわせて、安心して住み続けられる、大島らしい復興まちづくりを引き続き推進します。</li> </ul>
産業・観光復興支援の方針	
前期	<p>M-4-1 (3-1-1 再掲) 被災事業所の再開資金等の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災した中小企業や間接被害を受けた中小企業に対し、融資あっせんなど営業再開や経営安定に向けた支援を行い、必要に応じて新たな支援策を検討します。</li> </ul> <p>M-4-2 (3-4-1 再掲) 観光施設の早期復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海水浴場や弘法浜プール(仮称)など観光のための施設を早期復旧します。</li> </ul>
中期	<p>M-4-3 (3-4-6 再掲) 既存資源の活用と改善による観光客の誘致推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・元町港周辺の防災性能の強化とともに、機能性、快適性、デザイン性に富んだ、観光客に島の魅力を伝える環境づくりを検討し、進めます。</li> </ul> <p>M-4-4 大島らしいまちなみ形成に向けた検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大島の植生を活用した緑化など、復興市街地の大島らしいまちなみ形成に向けて継続して検討します。</li> </ul>

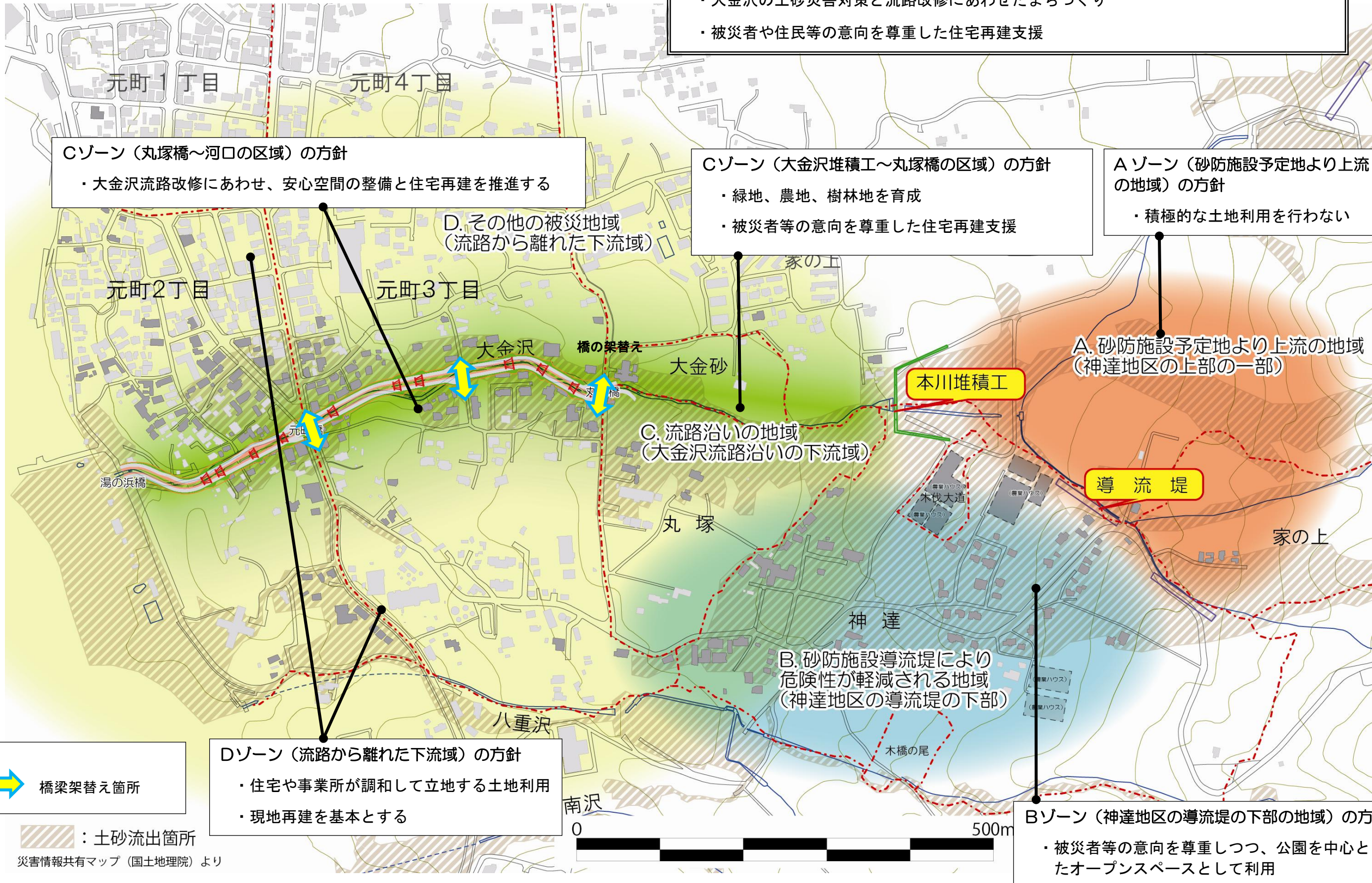
後期	<p>M-4-5 高質な空間形成に向けた道路や公園などの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大金沢流路改修の進捗にあわせて整備される道路や公園などを、大島らしい高質な空間となるよう検討し、整備します。</li> </ul>
<b>防災まちづくりの強化の方針</b>	
前期	<p>M-5-1 (4-6-1 再掲) 追悼式の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の災害による犠牲者を悼み、二度と災害による犠牲を出さない取組みを継続していくことを誓うため、追悼式を開催します。</li> </ul> <p>M-5-2 (4-5-2 再掲) 避難経路の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・元町地区の復興まちづくりの検討などを通じて、自主防災組織との連携により避難経路を見直します。</li> </ul> <p>M-5-3 (4-4-2 再掲) 土砂災害防止法に基づく区域指定と避難体制の強化と避難計画の改訂</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害防止法に基づく調査による「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」指定を受け、警戒避難体制を強化し、避難計画を改訂します。</li> </ul> <p>M-5-4 (4-6-4 再掲) 自然災害教訓を伝える資料整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ジオパークとの連携により、災害の記憶をとどめ教訓を伝える場を設け、自然と共生する暮らし方とともに、島内外に情報発信します。</li> </ul>
中期	<p>M-5-5 (4-4-3 再掲) 地域における避難体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動に支援を要する人の現状把握や地域特性をふまえ、防災関係機関と緊密な調整を行い、避難計画の適宜見直しを行うとともに、自主防災組織との連携によって地域ごとの避難体制を構築します。</li> </ul> <p>M-5-6 (4-5-6 再掲) 避難経路の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害、大規模地震、津波、噴火など災害ごとの特性にあわせ、自主防災組織との連携により避難経路を見直します。</li> </ul>
後期	<p>M-5-7 (4-6-7 再掲) 災害教訓の伝承</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の災害の教訓と復興の経験を島内外に伝えるため、復興の記録誌等を編纂し、次世代へ伝承できる人材育成を図ります。</li> <li>・観光客などの来島者にも防災学習の場の提供を検討していきます。また、WEB上に「大島災害伝承館（仮称）」を開設し、国内のみならず海外への情報提供を進めます。</li> </ul> <p>M-5-8 (4-5-7 再掲) 避難施設の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害ごとの特性にあわせた避難経路の安全整備を実施します。</li> </ul> <p>M-5-9 道路、公園などの防災整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティの育成、地域防災力の向上、市街地の安全確保に資する機能を確保した道路、公園などを整備します。</li> </ul>



# 元町地区の復興まちづくりの進め方と土地利用方針

**復興まちづくりの進め方 「安全・安心なまちづくりと住宅再建の推進」**

- ・大金沢の土砂災害対策と流路改修にあわせたまちづくり
- ・被災者や住民等の意向を尊重した住宅再建支援



**Cゾーン（丸塚橋～河口の区域）の方針**

- ・大金沢流路改修にあわせ、安心空間の整備と住宅再建を推進する

**Cゾーン（大金沢堆積工～丸塚橋の区域）の方針**

- ・緑地、農地、樹林地を育成
- ・被災者等の意向を尊重した住宅再建支援

**Aゾーン（砂防施設予定地より上流の地域）の方針**

- ・積極的な土地利用を行わない

**Dゾーン（流路から離れた下流域）の方針**

- ・住宅や事業所が調和して立地する土地利用
- ・現地再建を基本とする

**Bゾーン（神達地区の導流堤の下部の地域）の方針**

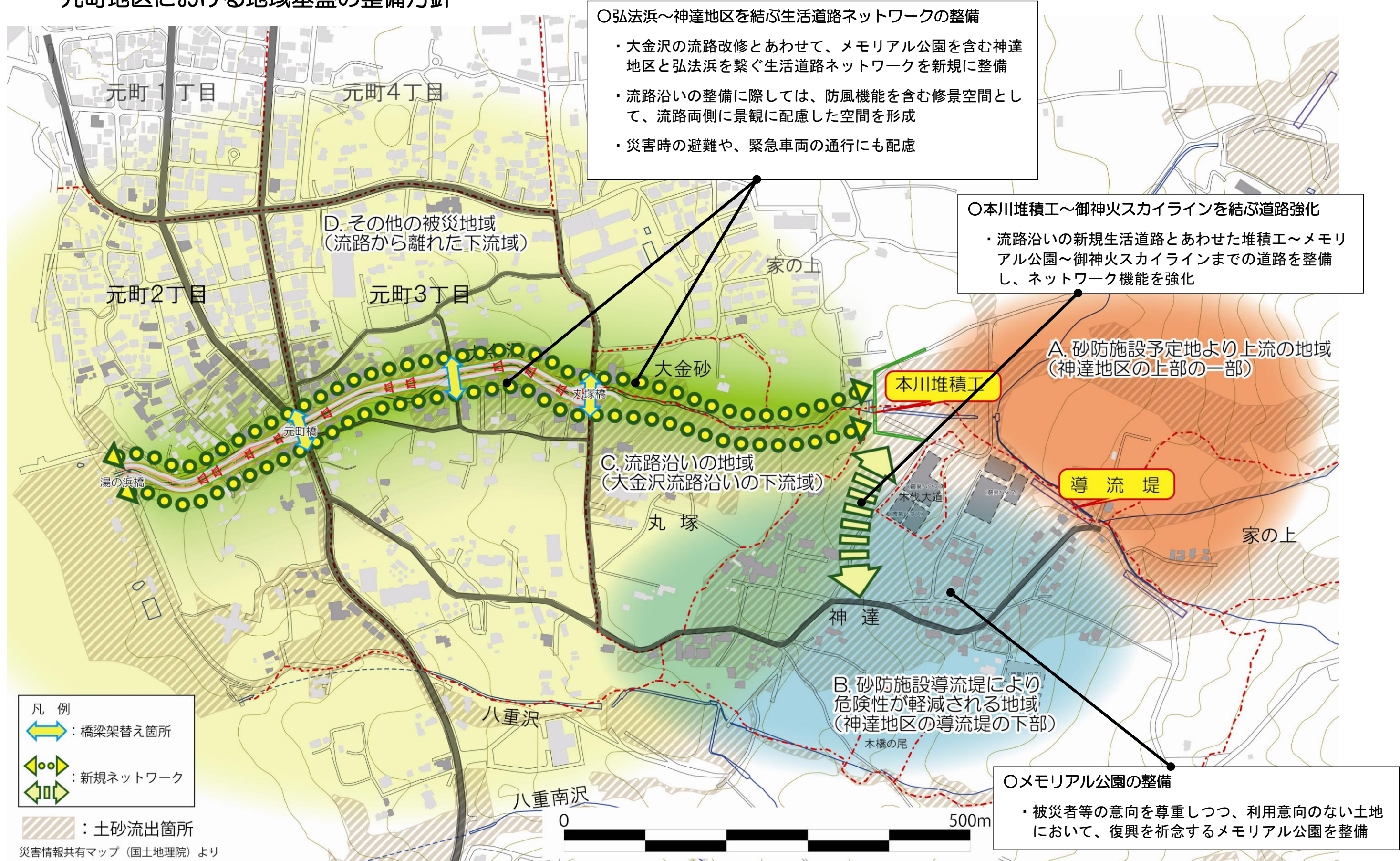
- ・被災者等の意向を尊重しつつ、公園を中心としたオープンスペースとして利用

凡例  
 橋梁架替え箇所

: 土砂流出箇所  
 災害情報共有マップ（国土地理院）より



# 元町地区における地域基盤の整備方針



○弘法浜～神達地区を結ぶ生活道路ネットワークの整備

- ・大金沢の流路改修とあわせて、メモリアル公園を含む神達地区と弘法浜を繋ぐ生活道路ネットワークを新規に整備
- ・流路沿いの整備に際しては、防風機能を含む修景空間として、流路両側に景観に配慮した空間を形成
- ・災害時の避難や、緊急車両の通行にも配慮

○本川堆積工～御神火スカイラインを結ぶ道路強化

- ・流路沿いの新規生活道路とあわせて堆積工～メモリアル公園～御神火スカイラインまでの道路を整備し、ネットワーク機能を強化

A. 砂防施設予定地より上流の地域 (神達地区の上部の一部)

C. 流路沿いの地域 (大金沢流路沿いの下流域)

B. 砂防施設導流堤により危険性が軽減される地域 (神達地区の導流堤の下部)

○メモリアル公園の整備

- ・被災者等の意向を尊重しつつ、利用意向のない土地において、復興を祈念するメモリアル公園を整備

- 凡例
- ↔ : 橋梁架替え箇所
  - ↔ : 新規ネットワーク
  - ▨ : 土砂流出箇所

災害情報共有マップ (国土地理院) より



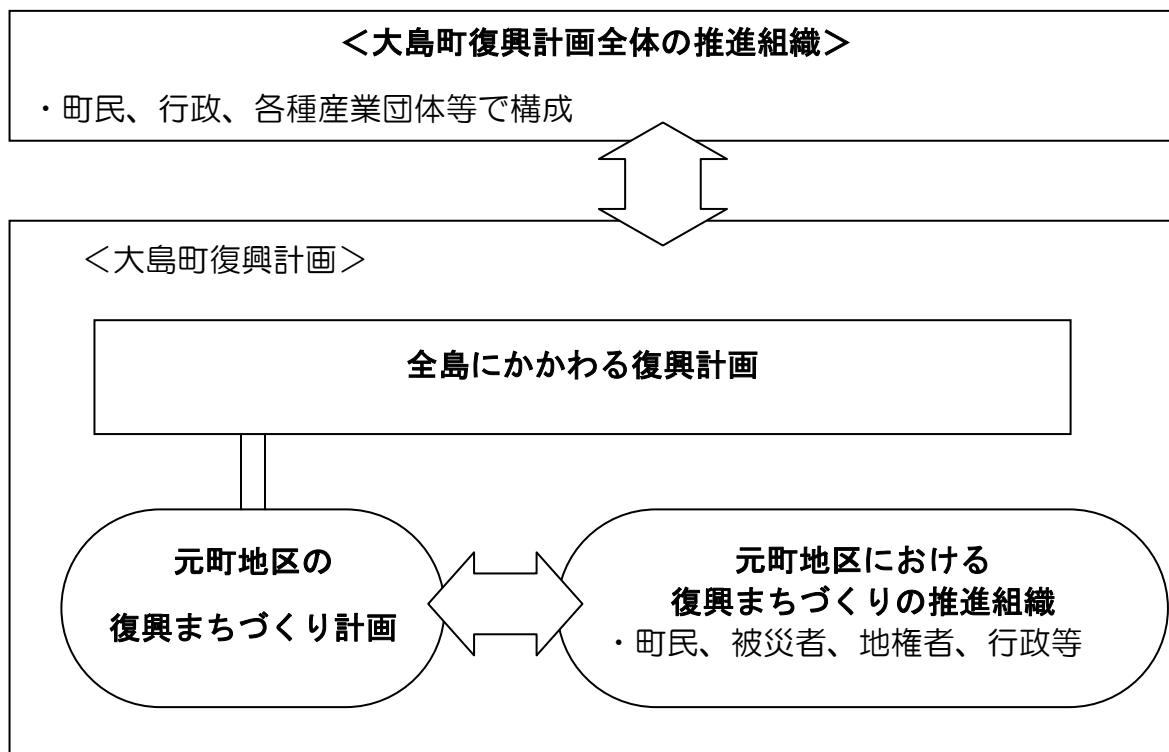
## 5 復興の推進体制

復興には町と町民、事業者、東京都等との「協働と連携によるまちづくり」を行う必要があり、特に、町民との協働と連携による復興を進めることが不可欠です。

大島町は、島の地域力の強化と安全・安心なまちの再生をめざして、町民との協働と連携による復興を積極的に推進していきます。

復興の推進組織として、町全体の復興を推進する組織を設置するとともに、元町地区の復興まちづくりについての具体化を進めるための推進組織を設置します。

復興の推進体制



災害からの一日も早い復興をめざし、町と町民、事業所、東京都などの協働による取組みを推進し、復興まちづくりの進捗状況や成果などを確認しながら進捗管理と事業の検証を継続します。

また、より復興を加速する方策を協議するための組織を設置し、町と町民それぞれの果たすべき責任と役割分担のもとに、大島町の復興を推進していきます。

# 平成25年台風26号に伴う土砂災害 被害概要

## ◆気象状況

(出典：平成25年台風第26号による被害状況等について(第30報)平成25年11月25日17時00分現在  
内閣府)

- ・10月10日21時にマリアナ諸島付近で発生した台風第26号は、16日明け方に大型で強い勢力で伊豆諸島北部を通過し、その後16日15時に三陸沖で温帯低気圧となった。
- ・この台風により、東日本、北日本の太平洋側を中心に大雨となった。特に東京都大島町では、1時間に100ミリ以上の猛烈な雨が降り、24時間雨量が824ミリに達するなど、記録的な大雨となった。

### <大島(元町)の大雨等の状況>

(平成25年10月14日0時~10月16日24時 アメダス観測地)

- ・主な1時間降水量：122.5ミリ(16日3時53分まで)
- ・主な24時間降水量：824.0ミリ(16日8時20分まで)

## ◆土砂災害等 (出典：大島の応急復旧に向けた取組について 平成25年12月 東京都)

### ○土砂災害

- ・長沢：比較的面積の広い表層崩壊が発生、土砂と倒木が流下
- ・八重沢、大宮沢：枝分かれした樹木のように沢の土砂が面的に流出
- ・大金沢：表層崩壊が斜面の広い範囲で発生、大量の土砂と倒木が流下

### ○山地災害 (出典：大島の応急復旧に向けた取組について 平成25年12月 東京都)

地区名	箇所数
元町	4か所
泉津	3か所
岡田	3か所
波浮港	1か所
計	11か所

○元町地区周辺での地表攪乱状況（出典：伊豆大島土砂災害対策検討委員会報告書 平成26年3月  
伊豆大島土砂災害対策検討委員会）

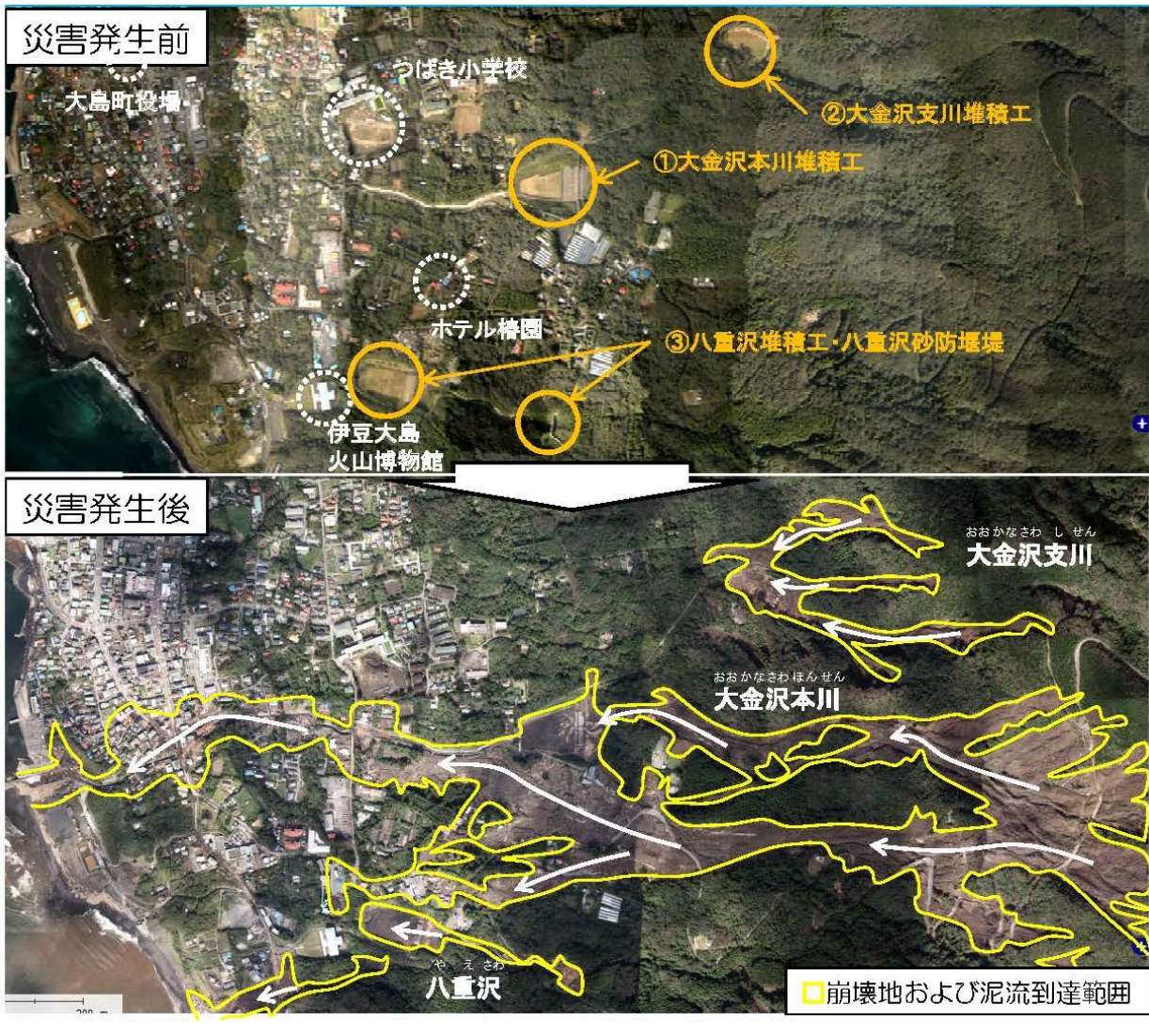
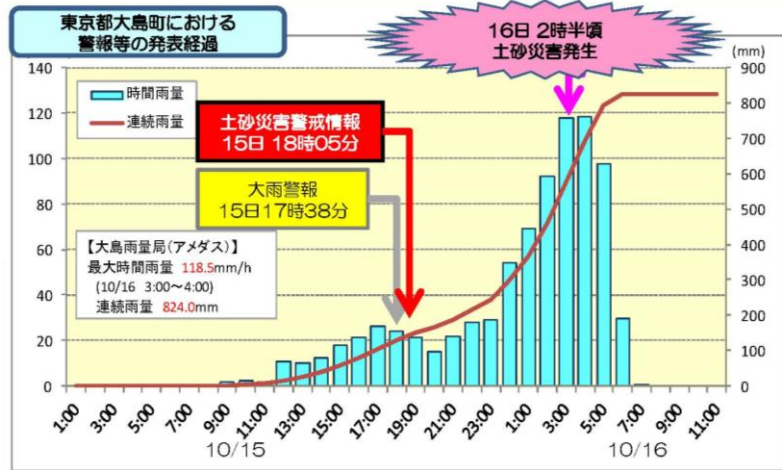
流域名	流域面積 (m <sup>2</sup> )	地表攪乱面積 (m <sup>2</sup> )	地表攪乱面積率 (%)
長沢	2,064,500	117,900	5.7
大金沢	1,697,500	535,400	31.5
八重沢	741,500	165,500	22.3
八重南沢	587,800	71,400	12.1
大宮沢	1,375,000	95,100	6.9

○大金沢における土砂・流木の状況（出典：伊豆大島土砂災害対策検討委員会報告書 平成26年3月  
伊豆大島土砂災害対策検討委員会）

	土砂 (m <sup>3</sup> )	流木 (m <sup>3</sup> )
大金沢本川堆積工 上流域生産量	175,000	13,600
本川堆積工下流域 への流出量	118,400	10,800

## <元町一帯の土砂災害の状況>

(出典：平成 25 年台風第 26 号伊豆大島土砂災害の概要 国土交通省)



## ◆被害の概要

○人的被害（平成26年7月31日現在 大島町）

死者	36人	行方不明者	3人
----	-----	-------	----

○建物被害（平成26年7月31日現在 大島町）

	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	合計
被災住宅 （住家=主たる居住家）	50	11	16	77	154
被災家屋 （非住家=別荘、倉庫等含む）	87	17	33	109	246
建物被害合計	137	28	49	186	400
被災世帯数	61	12	19	87	179
被災人数	114	23	28	159	324

※被災世帯数：主たる居住家における世帯のみであり、別荘所有者や倉庫所有者は含まず。

○道路被害（出典：大島の応急復旧に向けた取組について 平成25年12月 東京都）

都道	都道大島循環線（野増地区）で土砂、流木の堆積、路肩等の崩落が発生
町道	出払1号線、岡田泉津黒汐線、元村三原山線（御神火スカイライン）、元町漁港線、橋の本牧場線、泉津開拓、泉津湯場線で土砂の流入、路肩等の崩落が発生

○港湾被害（出典：大島の応急復旧に向けた取組について 平成25年12月 東京都）

港湾被害	元町港、岡田港、波浮港
漁港被害	元町漁港、岡田漁港、野増漁港、泉津漁港

○遊泳場等被害

遊泳場	弘法浜遊泳場、湯の浜遊泳場
プール	弘法浜プール

○農林漁業（出典：大島の応急復旧に向けた取組について 平成 25 年 12 月 東京都）

農地、農業施設、農作物等

	被害概要	被害金額（千円）
農地被害	被害面積：200a（元町字神達） 被害農家数：3戸	200,000
農業施設被害	栽培施設 110 棟 栽培関連施設 2 棟 農業機械 2 台	34,460
農作物等	被害面積 ・アシタバ（露地）200a ・ブバルディア（施設）57a ・パンジー（鉢物）1a ・野菜類 100a ・その他（花卉・切葉類）68a	104,664

林道（平成 25 年 12 月の災害査定による被害箇所数）

路線名	開設延長（km）	被害箇所
泉津線	4.2	6
元町北線	2.0	14
元町南線	3.5	20
野増線	4.0	4
間伏線	8.0	1
合計	21.7	45

○ライフライン（出典：大島の応急復旧に向けた取組について 平成 25 年 12 月 東京都）

	ピーク時被害状況	全面復旧完了日
停電	10月18日（金）11時30分 ～20日（日）18時時点：110件	10月30日（水） 11時時点
断水	10月16日（木） ：約3,000世帯・約5,000人	11月2日（土）



## 大島町復興計画 用語の解説

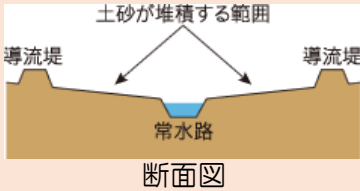
この用語の解説は「大島町復興計画」をわかりやすくするために、計画中に掲載されている用語について50音順に整理したものです。説明文は法令等の定義に従っている内容もありますが、「大島町復興計画」独自の定義を解説している内容もあります。その場合は説明文中にその旨を「本計画で用いている用語です。」と記載しています。

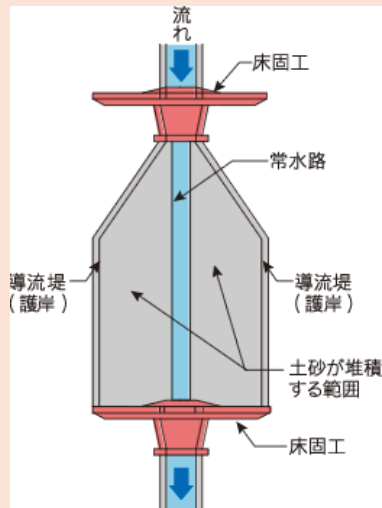
あ～お		
い	伊豆大島土砂災害対策検討委員会	台風26号に伴う豪雨災害を受けて、東京都が、対策方針を検討するため設置した組織です。東京都はこの委員会で検討した方針に基づいて、土砂災害対策を行っています。特に被害が大きかった大金沢では短期対策、中長期対策と段階的な対策を実施することとしています。
い	インフラ	インフラストラクチャー（infrastructure）の略で、国民の生活や社会経済の発展などに必要な道路、公園、港湾、防災施設などの公共施設をいいます。
う	WEB	インターネット上で標準的に用いられている文書の公開・閲覧システムをいいます。「web」とは「蜘蛛の巣」の意味で、文書間が複雑につながっている様子を蜘蛛の巣に見立てて名付けられています。
う	雨水排水整備計画	本計画で用いている用語です。  台風26号に伴う豪雨災害で大量の雨水で道路が冠水したり大規模な浸水被害が発生したことを受け、道路の雨水排水機能を確保するために作成する整備計画をさします。
お	大島町基本構想・基本計画	大島町基本構想・基本計画は大島町全体の将来像を定め、その実現に向けた指針となるもので、大島町の町政の最上位計画です。現在の第5次基本構想は平成27年度までとなっていることから、平成27年度に見直しを行い、第6次基本構想を策定することとなっています。
お	応急仮設住宅	住家が被災し、居住する住家がない被災者のために、災害救助法に基づいて都道府県知事が供与する



		仮設の住宅をいいます。
か〜こ		
か	外部専門家派遣制度	地域活性化の取組みや中小企業等の創業支援などのために、知見やノウハウを有する外部専門家を派遣し指導・助言を受ける制度をいいます。総務省が支援する制度や、中小企業庁が行う制度などがあります。
か	観光特派員制度	島外の方に登録していただき、観光客誘致のネットワークをつくり、伊豆大島観光再生をめざして創設された制度です。登録された特派員は伊豆大島の観光宣伝、観光客の誘致などの活動を行います。特派員が紹介した観光客には、島内公共施設入館料や東海汽船乗船料の割引、協力店の各種サービスなどの特典があります。（特派員も同様のサービスが受けられます。）
き	義援金	災害にあった方や自治体を支援するために寄付する金銭をいいます。台風26号に伴う豪雨災害では全国からお寄せいただいた義援金を集約し、大島町災害義援金配分委員会で配分方法等について審議し人的被害にあった方や住宅被害にあった方などに配分しました。
き	基盤整備	本計画で用いている用語です。  復興まちづくりを進める上で骨格となる道路や公園などの公共施設の整備をいいます。
け	警戒避難体制	土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な体制をいいます。
こ	固有種の植物 準固有種の植物	固有種とは特定の地域に限定して分布する生物の種のことをいいます。大島町の固有種としては、オオバエゴノキ、ニオイウツギ、シマガマズミ、サクユリ、シマタヌキランなどがあります。また、準固有種としては、アシタバ、イソギク、オオシマザクラ、オオシマツツジなどがあります。

さ~そ		
さ	災害援護資金貸付	災害弔慰金の支給等に関する法律に基づいて、都道府県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害について、市町村が負傷又は住居、家財に被害を受けた方を対象に資金を貸し付ける制度をいいます。
さ	災害廃棄物	地震や津波、洪水などの災害に伴って発生する廃棄物をいいます。倒壊・破損した建物などがれきや木くず、コンクリート塊、金属くず、流木など、その内容はさまざまです。大島町は平成25年12月に災害廃棄物処理計画を策定し、平成26年度中の処理の完了をめざして進めています。
さ	栽培漁業	卵から稚魚になるまでの一番弱い期間を人間が手を貸して守り育て、無事に外敵から身を守ることができるようになったら、その魚介類が成長するのに適した海に放流し、自然の海で成長したものを漁獲することをいいます。
さ	砂防対策	砂防法に基づいて実施する土石流の捕捉、土砂の移動を防止するなどの土砂災害対策をいいます。
し	ジオパーク	地球の活動の遺産を見どころとする自然の公園のことをいいます。ジオパークでは、ツアーや子ども達への教育を通して貴重な地質・自然資産の価値を広め、活用し、経済効果を生むことでその資産を守っていくことが求められます。大島町は2010年9月に伊豆大島ジオパークの認定を受け、自然環境を学ぶことのできるツアー企画などの取組みを行っています。
し	自主防災組織	「自分たちの地域は自分たちで守る」という「共助」の精神に基づき、地域住民が自主的に結成する組織をいいます。大島町では、島内8地区、各地区内をブロック、班という組織形態で構成し、それぞれ地区・ブロック・班に役員を配置しています。
し	自助・共助・公助	防災対策や災害対応を考えるうえでの考え方で、自助とは、自らの命は自らが守る、共助とは、近隣が互いに助け合って地域を守ること、公助とは、行政

		や警察・消防などによる救出・救護など応急復旧対策をさします。
し	社会福祉協議会	地域の福祉向上を目的として、住民と福祉関係機関・団体により構成された民間福祉団体をいいます。国・都道府県・市区町村単位に設置されています。
し	消防水利	消防活動を行う上で必要となる水利のことで、例として消火栓、防火水槽、プール、河川、井戸などがあげられます。消防法では、消防水利の基準として、常時貯水量が40立方メートル以上又は取水可能水量が毎分1立方メートル以上で、かつ、連続40分以上の給水能力を有するものと定めています。
せ	生活基盤	生活する上で最も基礎的な部分として位置付けられる要素や事柄をいいます。本計画では住宅、生活していく上で必要な収入などをさします。
せ	生活再建支援金	被災者生活再建支援法に基づき、10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村等を対象に、住家被害を受けた被災者を対象に都道府県が支援金を支給する制度をいいます。
せ	生活福祉資金貸付	低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯などを対象に、社会福祉協議会が低利で生活資金を貸し付ける制度をいいます。
た～と		
た	堆積工	<p>溪流の河道幅を広くとり、川底の勾配を緩くし、広い池のような形をとることで、土砂を堆積させる施設をいいます。小規模な洪水を流す常水路と、大規模な洪水時に対応する導流堤（護岸）から構成されます。</p>  <p>断面図</p>



平面図

図面出典：国土交通省中部地方整備局山口河川国道事務所ホームページ

ち	地域おこし協力隊制度	人口減少や高齢化が著しい地方都市において、地域外の人材を積極的に誘致して定住を図り、地域力の向上を図る総務省の制度をいいます。過疎地、山村、離島、半島などの地域への移住を希望する都市地域の住民（隊員）は、1年以上3年以下の期間で地方自治体から委嘱を受けて地域に住み、地域おこしの支援や農林水産業への従事、環境保全活動などを行います。
ち	地域基盤	本計画で用いている用語です。  道路や港湾などの施設や電気、水道など、生活上なくてはならない基盤となる施設を指しています。
ち	地域ブランド	その地域の気候、土壌等の自然条件や歴史・文化による独自性を生かすことにより、地域の農林水産物・食品に付加価値をつける取組をいいます。
ち	地域防災計画	災害対策基本法（第40条）に基づき、各地方自治体（都道府県や市町村）の長が、それぞれの防災会議に諮り、防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画をいいます。
ち	治山対策	森林法に基づき森林を維持造成することによって、林業の生産基盤である林地を保全すると同時に、山崩れ、洪水などによって国土が受ける災害を未然に

		防止する対策をいいます。
ち	地産地消	国内の地域で生産された農林水産物（食用に供されるものに限る。）を、その生産された地域内において消費する取組をいいます。
ち	長期避難世帯	本計画で用いている用語です。  台風 26 号に伴う豪雨災害によって直接の住居被害は大規模半壊以下であるが、周辺インフラ等が大きな被害を受けたため、避難生活を長期間強いられている世帯をさします。
つ	ツイッター	パソコンや携帯電話、スマートフォンから、140 文字以内の「ツイート」と称される短文を投稿できる情報サービスをいいます。大島町では、防災無線をツイッター（Twitter）に反映させており、パソコンや携帯電話から放送内容を確認することができます。
て	デジタル化	0と1からなるコードの配列によって情報を信号化して運用することをいいます。防災行政無線をデジタル化すると、複数の通信チャンネルを利用できることから災害時の通信の混乱を改善したり、同時に複数の通信をすることができるなど、災害時の通信手段としての有効性を向上することができます。
と	導流堤	土石流の流れを導く堤をいいます。
と	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止法に基づいて都道府県が指定する区域。土砂災害のおそれのある区域を「土砂災害警戒区域」、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域を「土砂災害特別警戒区域」に指定します。「土砂災害警戒区域」は警戒避難体制を強化する区域であり、「土砂災害特別警戒区域」は、特定開発行為の許可や建築物の構造規制などが義務付けられます。
と	土砂災害防止法	土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進するための法律です。

は～ほ		
は	バリアフリー	道路や床の段差をなくしたり、階段のかわりにゆるやかな坂道を作ったり、電卓や電話のボタンなどに触ればわかる印をつけるなど、高齢者や障がい者などにとって生活に不便な障害を取り除こうという考え方やその対策をいいます。
ひ	避難基準	台風 26 号に伴う豪雨災害を受けて、大島町では独自の暫定的な避難計画を策定して避難基準を定めています。気象庁から発令される大雨注意報、大雨警報、土砂災害警戒情報などに応じて、特別の警戒を要する区域、その他の警戒を要する区域それぞれに応じた注意喚起、避難勧告、避難指示などの発令基準を定めています。
ひ	避難所	避難勧告が行われた際に避難者を受け入れる施設で大島町が指定した施設をいいます。
ひ	副読本	教科書の補助的教材として用いる図書をいいます。
ひ	復興（町営）住宅	本計画で用いている用語です。  災害によって被災した住宅に居住していた被災者に賃貸するために建設する公営住宅のことをいいます。
ほ	防災行政無線	国及び地方公共団体が非常災害時における災害情報の収集・伝達手段の確保を目的として構築している防災用無線システムをいいます。大島町では「防災おおしま」として各種お知らせなどの通信手段として平常時も活用しています。
ま～も		
ま	まちづくり事業手法	本計画で用いている用語です。  復興まちづくりを進める上で活用できる複数の国庫補助事業をさします。大島町における復興まちづくりを進める上で必要な整備を行うために適切な手法を活用することから個別具体の事業名称を記載せず、「まちづくり事業手法」と表現しています。

や～よ		
ゆ	遊休農地	1年以上耕作されておらず、かつ、今後も耕作される見込みがない、周辺地域の農地と比較して、利用の程度が著しく劣っている農地をさします。
ら～ろ		
ら	ライフライン	電気、上下水道、電話、通信機能、道路など、生活を支えるための生命線となるシステムを総称して「ライフライン」といいます。
ろ	6次産業	地域の第1次産業とこれに関連する第2次、第3次産業（加工・販売等）に係る事業の融合等により地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を行う取組をいいます。農業経済学者の今村奈良臣氏が提唱した造語で、第1次産業と第2次産業と第3次産業で「 $1 \times 2 \times 3 = 6$ 」から名付けられました。





大島町復興計画

平成 26 年 9 月

大島町 政策推進課

〒100 - 0101 東京都大島町元町一丁目 1 番 14 号

TEL : 04992-2-1444

Fax : 04992-2-1371